

様式第6号（第10条関係）

袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け袖ヶ浦市指令第 号をもって袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、袖ヶ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に あつては、自動車検査証の登録日	年 月 日
本市の住民基本台帳に記録されている私に関することについて市長が確認することに 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意したときは、添付書類のうち住民票の写しの提出は必要ありません。 なお、確認がとれないときは、別途住民票等を提出していただきます。	

下記を確認し、該当するものにレ点を記入してください。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 導入した補助対象設備は未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては、新車）である。 |
| <input type="checkbox"/> 導入した補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。 |

(実績報告書の添付書類)

【共通】

- 事業結果報告書（様式第6号の2）
- 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）
- 住民票の写し
- その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【定置用燃料電池システム】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

【窓の断熱改修】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し又は窓の性能を証明する書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱改修の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類
- 自動車検査証記録事項の写し
- 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

【V2H充放電設備】

- 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- 補助対象設備を設置する住宅が別表第2V2H充放電設備の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類